

## 後見制度について（6） ～法定後見制度⑤～

今回は、申立ての結果、家庭裁判所により「成年後見人」が選任され、後見が始まった後の財産管理についてご説明いたします。

家庭裁判所から「後見開始の審判」及び「成年後見人選任の審判」の審判書が成年後見人や申立人に届いてから2週間以内に、だれも不服申立てをしなかった場合に、そこで初めて後見開始審判の法的効力が確定します。



その後、家庭裁判所が東京法務局後見登記課に対し、審判の内容を登記してもらうよう依頼します（嘱託登記）。その登記が完了すると、成年後見人に選任された人は、東京法務局において「後見登記事項証明書」という書類を発行してもらうことが可能となります。これが、成年後見人である証明となるので、本人が取引していた金融機関で「後見登記事項証明書」を提示することにより、本来の通帳の名義が「山田太郎様」となっていたものが、「山田太郎様 成年後見人 (株)OAGライフサポート様」という名義に変更となり、銀行届出印も成年後見人の印鑑に変更となります。

これにより、本人名義だった金融資産を、すべて成年後見人が移動させることが可能な状態になってしまいますので、過去には、家庭裁判所への報告を偽ることなどにより、成年後見人による横領事件もニュースになったりしていました。

今では、こうした横領事件をなくすために、成年後見人による本人の財産を移動させる自由度を、かなり低くしています。

例えば、本人の金融資産が、合計3カ所の銀行に合計3000万円ほどあったとします。メインの口座を決め、その口座に200万円程度の預貯金を残し、他の2行の口座はすべて解約、残りの2800万円については、新たに「後見制度支援信託」を扱っている銀行や信託銀行に預け替えます。そうすると、信託口座の2800万円については、家庭裁判所の許可がないと移動することが出来ないこととなります。メインの口座では、年金収入などの定期収入と定期支出を計算して予算建てし、毎月5万円ずつ赤字になるとしたら、定期的にその赤字分を信託口座からメイン口座に定期給付するという登録をしておくので、原則としてメイン口座は、200万円程度の残高が維持されつづけることとなり、成年後見人による横領がかなり抑制される効果が出ています。

このような「後見制度支援信託」を利用したくない、又は利用しない方が良い正当な理由がある場合には、家庭裁判所は「後見監督人」を選任することとなります。後見監督人は、マンツーマンで成年後見人による財産管理を監督する役割を持っていますので、当然ながら成年後見人による横領抑制には大きな効果を発揮します。

ちなみに「任意後見制度」の場合には、「後見制度支援信託」の仕組みは採用されておらず、必ず「任意後見監督人」が選任されることとなっています。